

休憩裁判通信

JR 東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2025年12月20日
No. 10

休憩裁判 第6回口頭弁論開催!!

12月18日大阪地裁において、第6回休憩裁判の口頭弁論が開催されました。

今回の口頭弁論では、12月11日提出の被告「準備書面(3)」を被告代理人が陳述しました。原告が本件当日に東京での出場点呼に関して、「あらかじめ指定された乗務行程」で出場点呼時刻ではなく、点呼5分前と記載した原告の訴状に、時刻部分に誤りがあるとした被告に、どこに誤りがあるのか原告から求められていました。

被告の回答は、具体的に出場点呼の5分前についての言及ではなく、ただ単に、「～当日手交された乗務行路票に記載のとおりである。」としてます。出場点呼時刻の5分前は労働時間になるため、そのような表現でしか言わざるを得ない苦肉の回答でした。

また、被告は、原告からの「①業務命令の必要性を欠くことについて ②労基法34条違反について ③安全配慮義務違反」の3項目の損害賠償請求としての要因について、裁判長より具体性を求められていたことに対して陳述しました。そもそも原告が東京に到着後に、労基法第34条に基づき、休憩時間を与えられていなかったため、労基法違反として会社が刑罰を受けることとなるので、それを逃れるため、無理やり原告を退出後に残す必然性があったのです。被告が主張した内容は、「勤務終了後に居残りさせて実績報告書を書かず必要性や、人権や、安全確保、安全配慮とか、絶対的強行規定で強制的に休憩を与えた」とし、原告を朝の出勤から12時間も連続で拘束した、言い訳を並べ立てた内容でした。

次回期日、2月26日16時00分～大阪地裁810号法廷です。